

子ども・子育て支援制度に伴う

松戸市放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）について

松戸市子ども・子育て会議

— 放課後児童健全育成事業に関する分科会 —

松戸市子育て支援課

平成26年10月31日（金）

1. 松戸市放課後健全育成事業の現状

- ① 松戸市の放課後児童クラブ事業は、社会福祉法人もしくはNPO法人による運営に対する補助方式により事業を実施している。
- ② 各運営法人は松戸市の行政財産使用許可を受け施設を使用し事業を運営している（一部法人が民間施設を借用）

2. 本分科会での検討項目について

これまでの「松戸市子ども・子育て会議」の議論を受け論点を整理し、本分科会で検討する主な項目については以下のとおり。

○検討項目と解決すべき課題

検討項目	解決すべき課題	根拠 (要望・意見)	方向性
(ア) 市の指導監督責任の詳細と基準について	条例の基準について詳細を具体化してほしい	運営法人意見	⇒ 条例基準の具体化 受け入れの優先順位
	市が持つ責任を明確にしてほしい	市民(条例案へのパブリックコメント)	
(イ) 質の確保	① 支援員・補助員の質 ② 運営内容の差	子ども・子育て支援会議意見	研修体制の充実 運営方式について
(ウ) 法人の評価と公表基準	保護者は放課後児童クラブ(事業者)を選択できないので、既存の事業者の評価が重要である。評価の基準と評価者について、明確にすべき	市議会での質疑	第3者評価の導入
	法人運営の継続性はどうか	運営法人意見	

3. 子ども・子育て新制度に伴う松戸市放課後児童健全育成事業

(関連法や要綱について)

○『松戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例』の制定(平成26年6月27日)

- 市の監督によって放課後児童健全育成事業の質を確保することが位置付けられた。第2条(最低基準の目的)、第3条(最低基準の向上)
- 児童福祉法の改正に伴う放課後児童健全育成事業の届け出の変更 ⇒ 都道府県から市町村へ

○放課後児童健全育成事業の今後の枠組み

平成26年度まで		H27年度(H27年4月)から
都道府県への第2種社会福祉事業の届出(社会福祉法) ・届出に基づく都道府県による指導監督	⇒	●市町村への放課後児童健全育成事業の届出(児童福祉法) ・届出に基づく市町村による指導監督 ※事業の制限、停止含む
国県のガイドラインによる運営 ・運営にあたっての基本的な事項を定めるが義務化したものではない。	⇒	●松戸市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例による運営
松戸市放課後児童クラブ運営指導要綱	⇒	●市条例に基づき要綱を見直し、条例基準を具体化
松戸市放課後児童クラブ運営補助金交付要綱	⇒	●市条例に基づく要綱の見直し、条例基準を具体化

4. 検討項目について

検討項目 (ア) 市の指導監督責任の詳細と基準について ～条例基準の具体化・受け入れ優先順位～

松戸市の現行、児童クラブの役割に照らした運用の考え方 (案)

【設備及び運営に関する最低基準】

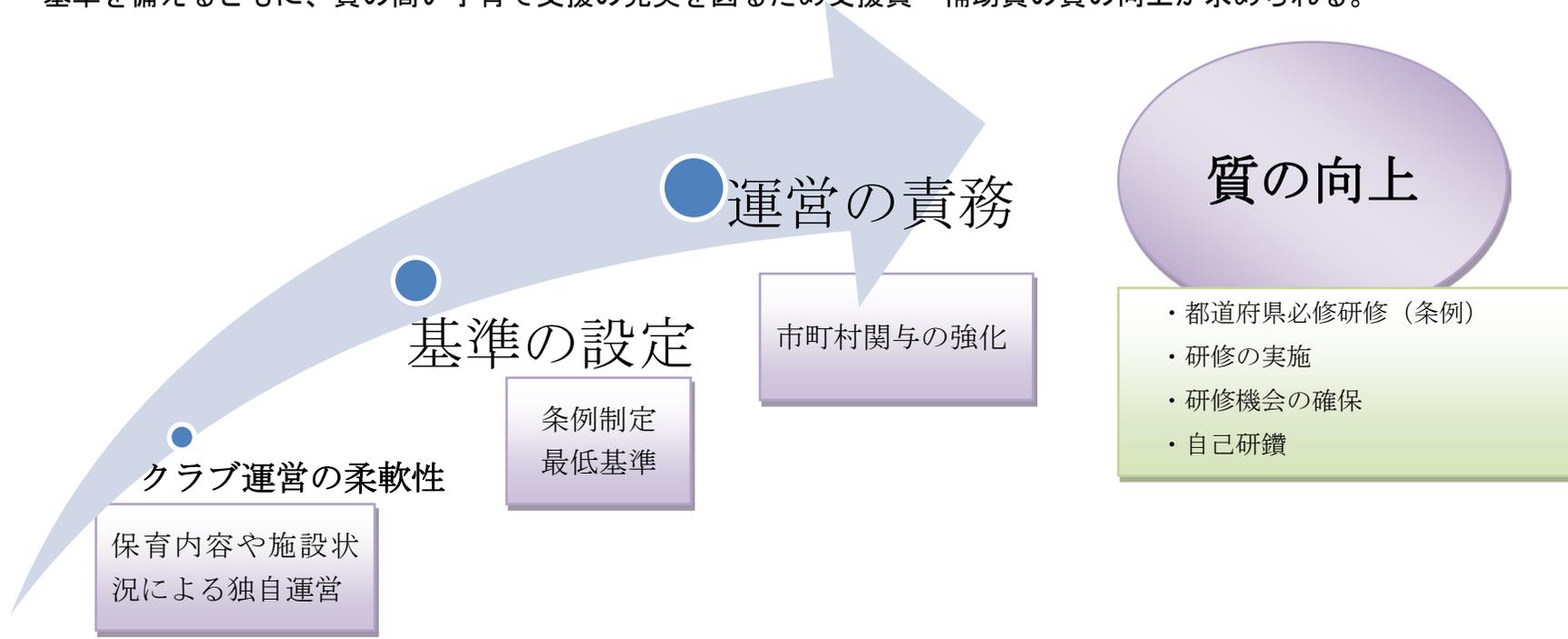
『設備』			
項目	対応する要綱等	現行	今後の市の考え方
① 施設の確保	指導要綱	市が確保	変更なし
	(新計画)	余裕教室の活用等	放課後子ども総合プランの推進 <input type="checkbox"/> KIDS ルームの増設 (7→26 ヶ所) <input type="checkbox"/> 一体型の児童クラブと KIDS ルーム <input type="checkbox"/> 教育委員会との連携強化
② 施設の維持	補助金要綱	運営事業者が維持 (一部市補助金) 老朽化等大規模修繕は市	変更なし ※なお、今後、運営方式が見直された (補助事業⇒委託事業など) 場合は市による維持。
『運営』			
項目	対象法	現行	今後の市の考え方
③ 支援員の育成	指導要綱	市と法人の共催研修 県主催研修 その他研修 等	都道府県知事が行う研修の受講 (第 10 条第 3 項) を主軸として、市独自の研修体系を構築し実施主体を問わず必要な機会を提供する。
④ 事業者の評価	指導要綱	規定なし	第三者による評価・公表 <input type="checkbox"/> 第三者評価委員の役割 <input type="checkbox"/> 評価項目の設定 <input type="checkbox"/> 評価・公表 <input type="checkbox"/> 事業者の更改 等

項目	対象法	現行	今後の市の考え方
⑤ 対象児童	指導要綱 補助金要綱	1～3年生 受入に余裕がある場合はこの限りでない。 ※おおむね10歳未満（児童福祉法）	小学生（1～6年生） 但し、優先順位による運用を行う ※児童福祉法のおおむね10歳未満が削除されたことにより対象は「小学校に就学している児童」となる。
⑥ 受入れ優先順位	指導要綱 補助金要綱	<ul style="list-style-type: none"> ● 1～3年生 ● ひとり親児童 ● 障害児 ● 特別な事由 	育ちや自立の支援、施設の制限により、左記を「第1優先」、これ以外の4～6年生については受入れ人数に余裕がある場合に受け入れを可能とする。
⑦ 受入れ人数	指導要綱	クラブ定員40名・60名（補助要綱）	施設面積と現在の児童数及び、（仮）松戸市子ども子育て総合計画の量の見込み等により設定する。なお、児童の登録数と実利用数には差異があることから一定の弾力運用を可能とする。

検討項目 (イ) 質の確保について

支援員・補助員の質 ～研修体制の充実～

保護者による運営を経て、補助方式による運営の柔軟性により設備や運営の基準を補完してきたが、法人化より10年超を経て全小学校区にクラブが整備され施設や補助制度についても充足が図られている。新制度においては、設備や運営の最低基準が条例により明確に定められ、市と事業者の責務として放課後児童クラブにおいても一定の基準を備えるとともに、質の高い子育て支援の充実を図るため支援員・補助員の質の向上が求められる。



研修による支援員・補助員の質の向上を図る

参考資料1) 放課後児童支援員に係る都道府県認定資格研修ガイドライン (案)
— 第5回放課後児童クラブの質の向上のための研修会企画検討会資料—
参考資料2) 子育て支援員 (仮称) の創設について (研修体系イメージ)
— 第3回子育て支援員 (仮称) 研修制度に関する検討会資料—

検討項目 (ウ) 法人の評価と公表基準 ～第3者評価制度の導入～

➤ 現状

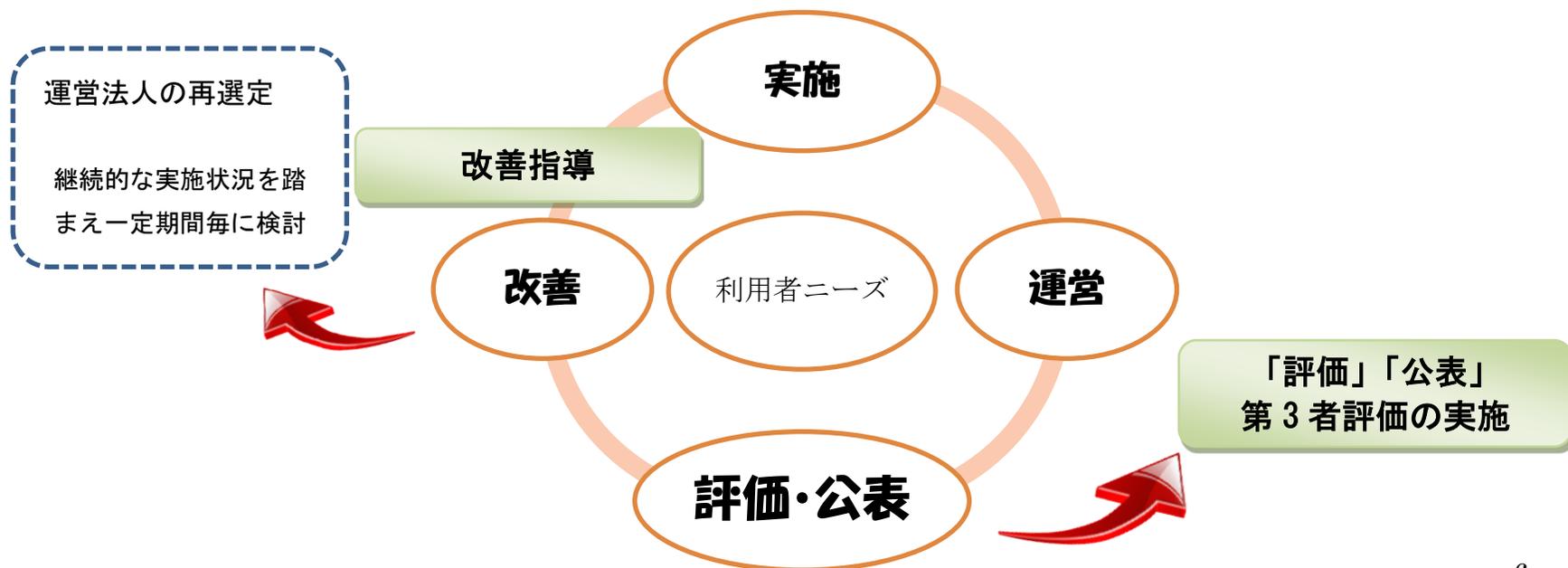
補助方式による柔軟な運用としていることから各運営法人の「補助金執行状況の調査」を実施。

➤ 論点・検討

- ✓ 補助方式によるクラブ運営の差異
- ✓ 柔軟運用としているため他のクラブとの比較基準がない
- ✓ 利用者は放課後児童クラブを選択できない（学校を選択に付随する）
- ✓ 事業者更改がなく事業の活発化（質の向上）に乏しい

➤ 対応策

制度改正により事業に求められる責務や質の向上に応えるため、一律的な事業執行と質のチェック機能を強化する必要がある。評価の公平性を図り第3者による評価を実施し、公表し改善を求める。⇒指導要綱の改正



➤ 第3者評価の仕組み（案）

□ 第3者評価委員会

子ども・子育て会議による

□ 委員会の役割

市の依頼により意見書・報告書提出（市は事業者に対し改善を指導・監督する）

□ 評価、公表、改善の頻度、対象範囲

年1回、1年間分（再選定は別途）

□ 評価項目

基本事項	地域社会との交流・連携、災害対応計画・訓練実施
人権	人権配慮、平等の扱い、虐待の禁止
環境整備	適正な衛生管理
管理体制	秘密保持、個人情報管理
	苦情や要望の具体的内容と受付状況、対応状況
	経営指標、財務状況
	事故の具体的内容と対応状況
連携	保護者との情報共有・連絡体制
	関係機関との連携
人材育成、運営理念	職員の育成 研修受講 運営体制 事業に対する理解
利用者ニーズ調査	アンケートの実施

運営内容の差 ～運営方式について～

➤ 松戸市放課後児童クラブ事業運営方式の経過

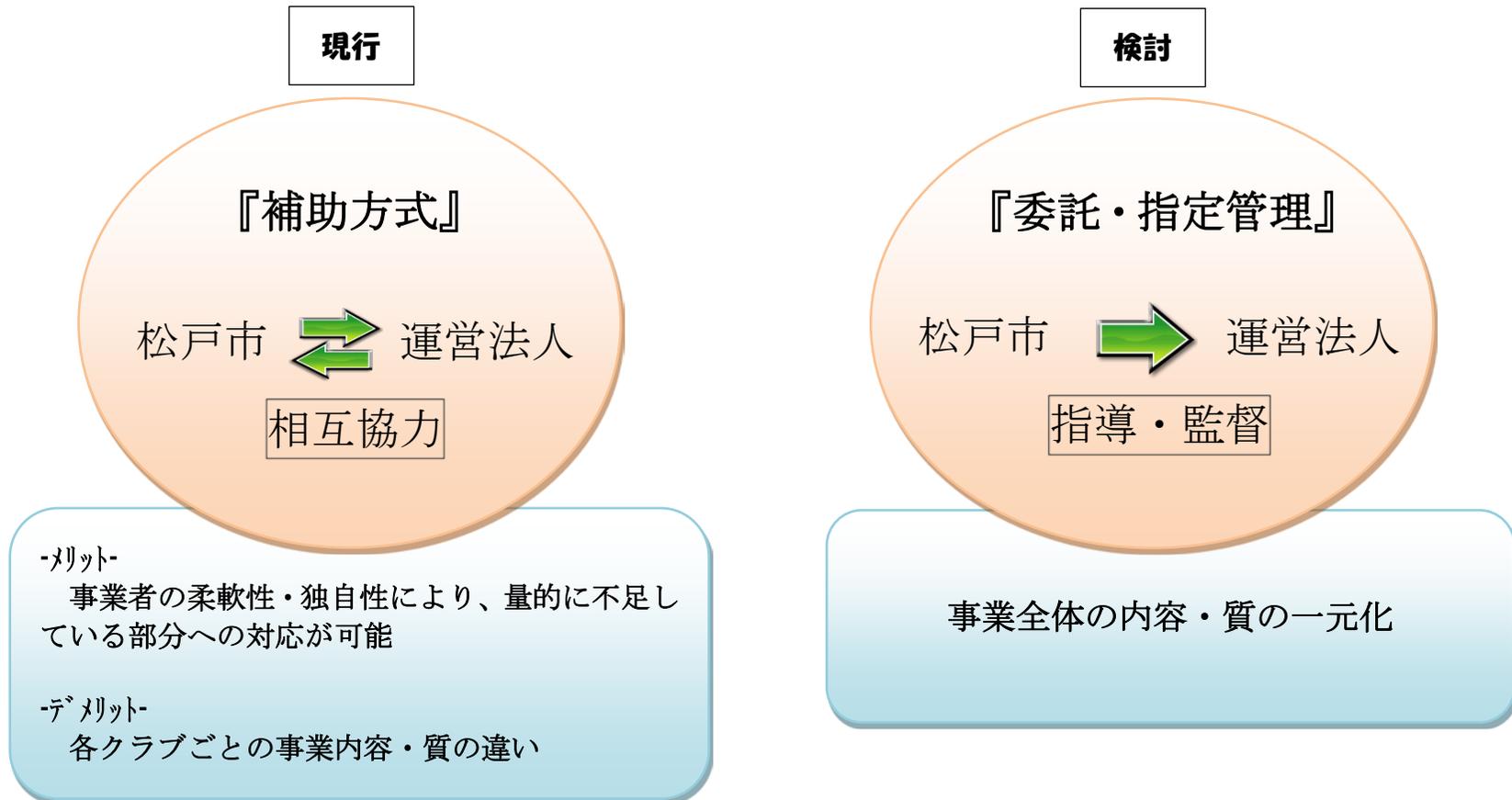
それまでの保護者による自主運営から、平成15年度に社会福祉法人、NPO 法人による補助方式に変更となった。

平成13～14年度 「松戸市学童保育基盤整備検討委員会」設置・答申
 平成15～17年度 全クラブの法人化
 平成21年度 全小学校区に放課後児童クラブの設置完了

近隣市の運営形態の状況（H26年度）

		松戸市	船橋市	市川市	柏市	流山市	野田市	我孫子市	鎌ヶ谷市
運営形態	公設公営		78か所		41ヶ所		14ヶ所	17ヶ所	9ヶ所
	公設民営 (委託)						16ヶ所…社会福祉法人14ヶ所、学校法人1ヶ所、株式会社1ヶ所		1ヶ所 運営委員会
	公設民営 (指定管理)			43ヶ所 社会福祉協議会		21ヶ所 NPO法人・社会福祉法人			
	民設民営 (運営者)	44ヶ所 社会福祉法人・NPO法人					2ヶ所 社会福祉法人		
条例・規則・要綱等		要綱	条例、規則	条例・規則・要綱	条例・規則・要綱	条例・規則	条例、規則、要綱	条例・規則	条例・規則・基準

➤ 運営方式の種類（補助・委託・指定管理者）



➤ 運営方式について

法改正と条例化による市の指導監督、最低基準の設定、責務など市町村の関与の強化が明らかとなり、市がその責務を果たしていくという視点からの委託や指定管理の必要性の検討。